

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
0405. 20	2. バターファット混合物 (省 略) 通則 1 (第 4 類注 3 (b)) 及び 6 を適用 商品名 “Triple M Cheese”	0405. 20	2. バターファット混合物 (同 左) 通則 1 (第 4 類注 2 (b)) 及び通則 6 を適用 商品名 “Triple M Cheese”
0405. 20	3. バターファット混合物 (省 略) 通則 1 (第 4 類注 3 (b)) 及び 6 を適用	0405. 20	3. バターファット混合物 (同 左) 通則 1 (第 4 類注 2 (b)) 及び通則 6 を適用
1516. 10	1. リエステル化したトリグリセリド (90%) から成る物品 (省 略) 通則 1 及び 6 を適用 <u>2106. 90/36 参照</u>	1516. 10	1. リエステル化したトリグリセリド (90%) から成る物品 (同 左) 通則 1 及び 6 を適用 <u>2106. 90/37 参照</u>
<u>2007. 99</u>	<u>2. フルーツスプレッド</u> 本品は、70 度で 45 分間の真空濃縮調理をした後、97 度の低温殺菌をして得られたもので、マンゴー、パイナップル、果糖液、濃縮レモン果汁及び果実ペクチンから成る。本品は、ガラス瓶入りで、小売用に包装したものである。 <u>通則 1 (第 20 類注 5) 及び 6 を適用</u>		(新 規)
<u>2101. 20</u>	<u>1. ハーブ茶濃縮物</u> 本品は、マルトデキストリン、緑茶エキス、紅茶エキス、果糖粉末、香味料 (天然レモン果皮)、カフェイン粉末、カルダモン種子エキス、ハイビスカスの花の粉末及びウスベニアオイ (<i>Malva</i>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

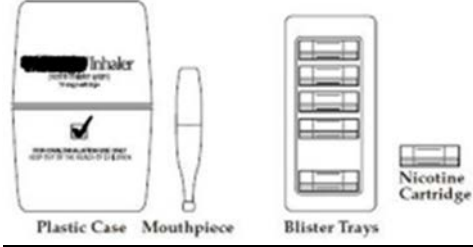
改正後		改正前	
2304. 00	<u>sylvestris</u>) エキスから成り、添加したカフェイン粉末（約 52 ミリグラム（61%））と茶のエキスを天然に生ずるカフェイン粉末（約 33 ミリグラム（39%））を含む。本品は茶のエキスをもととしたものであることから、カフェインの量（又は由来）は分類に影響しない。 通則 1 及び 6 を適用 2. 大豆のフレーク 本品は、脱脂した大豆フレークであり、煎っておらず、繊維状のものではない。 通則 1 を適用		（新 規）
2403. 99	1. 切断して圧延した膨張茎（CRES: Cut rolled expanded stems） （省 略）	2403. 99	3. 切断して圧延した膨張茎（CRES: Cut rolled expanded stems） （同 左）
2403. 99	2. 膨張させたたばこ茎（ETS: Expanded tobacco stems） （省 略）	2403. 99	4. 膨張させたたばこ茎（ETS: Expanded tobacco stems） （同 左）
2403. 99	3. 使い切りの経口ニコチンパウチ 本品は、たばこ、医薬品グレードのニコチン、水及びその他の食品グレードの成分（ユーカリ及び松の木の繊維、香料並びに甘味料を含む。）を含有している。使用者は、本品を歯茎及び上唇の間に置く。使用中、ニコチン及び香料が放出され、ニコチンのみが歯茎の口腔（くう）粘膜から吸収される。本品は、娯楽用であり、禁煙を補助することを意図したものではない。 通則 1 及び 6 を適用		（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>2403. 99</u> <u>4. かぎたばこ</u> 本品は、<u>粉碎したたばこの葉及びその他の様々な香料（メントール、かんきつ類及びユーカリ等）から製造される。</u>本品を鼻腔（くう）内で嗅ぎ、ニコチン及び香料を摂取する。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 	（新 規）
<u>2404. 12</u> <u>2. 吸引器</u> 本品は、<u>禁煙目的に使用される処方箋限定の器具であり、1 つのカートリッジ当たりニコチン 10 ミリグラムを含有する。</u>本品の供給システムでは、<u>熱を使用しない。</u>使用者は、<u>本品の端のプラスチック製のマウスピースから吸い込むことで、ニコチンが染み込んだ多孔性プラグを含むカートリッジを作動させ、吸引する。</u>ニコチンは放出され、口内及び喉の膜を通して吸収される。 <u>各カートリッジは約 20 分間持続し、1 本の紙巻たばことほぼ同量のニコチンを供給する。</u> 	（新 規）

改正後	改正前
2404.12 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>  3. ニコチンパック 本品は、植物性グリセリン、プロピレングリコール又はニコチン塩を混合したニコチンを含有するもので、様々なニコチン濃度のものがある。本品は、電子たばこ用のリキッドボトルに添加されるものであり、包装に記載された推奨用量に従うことによって、希望するニコチン強度が達成される。本品は、電子たばこ用のリキッドではなく、単独で吸引するものではない。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 	(新 規)
2404.19 <u>2. 精油拡散器（ニコチン及びたばこ非含有）</u> 本品は、精油（20%）及びグリセリン（80%）の混合物があらかじめ充填された使い捨ての電子的なデバイスであり、燃焼させ	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ることなく、使用者が口から吸い込み鼻から出す蒸気を作り出す。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>  <u>2404. 91</u> <u>2. 使い切りの経口ニコチンパウチ</u> <u>本品は、医薬品グレードのニコチン、水及びその他の食品グレードの成分（ユーカリ及び松の木の繊維、香料並びに甘味料を含む。）を含有するもので、たばこを含まない。使用者は、本品を歯茎及び上唇の間に置く。使用中、ニコチン及び香料が放出され、ニコチンのみが歯茎の口腔（くう）粘膜から吸収される。本品は、娯楽用であり、禁煙を補助することを意図したものではない。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 	(新 規)
<u>3305. 10</u> <u>4. 乳児の皮膚及び頭髪を洗うためのシャンプージェル</u> <u>本品は、水、有機界面活性剤、塩化ナトリウム、香料、くえん</u>	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3305.10	<u>酸、ブチレングリコール、植物エキス及び賦形剤を含有する。</u> <u>本品は、小売用の 500 ミリリットルの瓶入りにしたものである。</u> <u>通則 1（第 34 類注 1（c））及び 6 を適用</u> 5. 皮膚及び頭髪を洗うためのシャンプージェル <u>本品は、水、有機界面活性剤、グリセリン、植物エキス、硫酸マグネシウム、グルコン酸亜鉛、ブチレングリコール、塩化ナトリウム、くえん酸、アルコール、香料、芳香剤及び賦形剤を含有する。</u> <u>本品は、小売用の 250 ミリリットルの瓶入りにしたものである。</u> <u>通則 1（第 34 類注 1（c））及び 6 を適用</u>		（新 規）
3305.10	6. シャンプー、ジェル及びバスフォームとして使用される浴用の物品 <u>本品は、水、有機界面活性剤、塩化ナトリウム、プロピレングリコール、グリセリン、植物エキス、くえん酸、香料、シトロネロール及び賦形剤を含有する。</u> <u>本品は、小売用の 300 ミリリットルの瓶入りにしたものである。</u> <u>通則 1（第 34 類注 1（c））及び 6 を適用</u>		（新 規）
3808.94	2. イソチアゾリノン誘導体をもととした広範囲抗菌活性を有する抗菌剤 <u>本品は、水溶液で、微生物（例えば、真菌、細菌及び藻類）に接触すると、成長の即時阻害を引き起こし、細胞死をもたらす。</u> <u>本品は、真菌、細菌及び藻類の成長を制御するため、水処理及び製紙加工処理で使用される。</u> <u>通則 1、3（c）及び 6 を適用</u>		（新 規）
3822.12	1. ジカウイルス検出用診断キット （省 略）	3822.12	1. ジカウイルス検出用診断キット （同 左）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

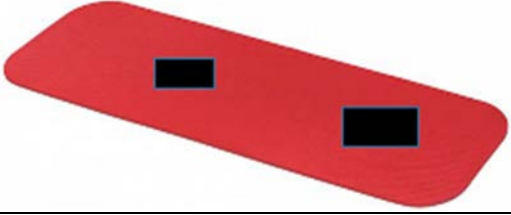
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3822. 12	通則 1 及び 6 を適用 3822. 12／2 及び 3822. 12／3 参照 2. ジカウイルス検出用診断キット (省 略)	3822. 12	通則 1 及び 6 を適用 (新 規) 2. ジカウイルス検出用診断キット (同 左)
3822. 12	通則 1 及び 6 を適用 3822. 12／1 参照 3. チクングニアウイルス検出用診断キット (省 略)	3822. 12	通則 1 及び 6 を適用 (新 規) 3. チクングニアウイルス検出用診断キット (同 左)
3916. 90	通則 1 及び 6 を適用 3822. 12／1 参照 1. 詰替え用 ABS（アクリロニトリル－ブタジエンスチレン） モノフィラメント <u>本品は、積層造形機械（3Dプリンター）用に製造されたものである。本品は、熱可塑性モノフィラメントを充填したスプール及びチップの、異なる2つの部分から成り、吸湿材及び説明書とともに提示される。</u> <u>本品は、600 グラムのモノフィラメントを含み、段ボール箱で提示される。モノフィラメントは直径 1.75 ミリメートルで、様々な色のものがある。</u> <u>特定の 3Dプリンターに適合したモノフィラメントカートリッジ用に設計されている。</u> 通則 1、3（b）及び 6 を適用		通則 1 及び 6 を適用 (新 規) 通則 1 及び 6 を適用 (新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
<u>3926. 90</u>	<u>16. フロアマット</u> 本品は、巻取り可能な、丸い角を有した長方形（寸法（センチメートル）：185 x 60 x 1.5）のもので、独立気泡の多泡性のプラスチックから成る。 本品は、フィットネストレーニング、エアロビクス、体操、ピラティス、ヨガ等の運動の際に、屋内外において使用される。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 		(新 規)
<u>4011. 20</u>	<u>1. タイヤ</u> 本品は次の特徴を有するタイヤである。 サイズ：13R22.5（リム径：22.5 インチ（571.5 ミリメートル）） ロードインデックス：156／150（4000／3350 キログラム） 速度記号：K（最高時速 110 キロメートルと同等） 負荷能力：4000 キログラム 本品は、石の挟込みを減らし、オフロードのトラクションを向上させるように設計されたトレッドを有する。ビードは耐久性を向上させるように設計されている。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		(新 規)

	改正後		改正前
4011.20	 <u>2. 3つの異なるサイズのタイヤ</u> <u>本品はそれぞれ次の特徴を有するタイヤである。</u> ・サイズ：13R22.5（リム径：22.5 インチ（571.5 ミリメートル）） <u>ロードインデックス：156／150（4000／3350 キログラムと同等）</u> <u>速度記号：G（最高時速 90 キロメートルと同等）又は J（最高時速 100 キロメートルと同等）</u> <u>負荷能力：3350 キログラム</u> ・サイズ：295／80R22.5（リム径：22.5 インチ（571.5 ミリメートル）） <u>ロードインデックス：152／148（3550／3350 キログラムと同等）</u> <u>速度記号：G（最高時速 90 キロメートルと同等）又は J（最高時速 100 キロメートルと同等）</u> <u>負荷能力：3150 キログラム</u> ・サイズ：315／80R22.5（リム径：22.5 インチ（571.5 ミリメートル）） <u>ロードインデックス：156／150（4000／3350 キログラムと同等）</u> <u>速度記号：G（最高時速 90 キロメートルと同等）又は J（最高時速 100 キロメートルと同等）</u> <u>負荷能力：3350 キログラム</u>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>本品は、オフロードでのトラクションを考慮したトレッドを有する。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 	
<u>4404. 10</u> <u>1. 端をとがらせた木製のポール</u> <u>本品は、横断面が円形又は半円形で、多様な用途（例えば、柵の形成、植物の支持、動物の係留、境界の表示等）のために地面に打ち込まれる。</u> <u>本品は、長さが 1 ～ 2 メートルで、直径は 22 ミリメートルから 25 ミリメートルである。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>	（新 規）
 <u>4421. 99</u> <u>3. 端をとがらせた木製のポール</u> <u>本品は、水平方向の断面が正方形又は長方形となるよう縦にひ</u>	（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
5907.00	<u>いたもので、多様な用途（例えば、柵の形成、植物の支持、動物の係留、境界の表示等）のために地面に打ち込まれる。</u> <u>本品は、長さが 1～2 メートルで、横断面の外形は 22×22 ミリメートルから 25×25 ミリメートルである。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>  1. アルミニウムを塗布した紡織用繊維の織物類 本品は、100%ポリエステル製の長繊維の織物から成り、片面を肉眼により判別できるアルミニウムの薄層で塗布している。アルミニウムの塗布面は、真空工程により溶融したアルミニウムを織物の片面に蒸着して得られる。 <u>通則 1（第 59 類注 6（a））を適用</u> 検討された物品：“Verosol”	5907.00	1. アルミニウムを塗布した紡織用繊維の織物類 本品は、100%ポリエステル製の長繊維の織物から成り、片面を肉眼により判別できるアルミニウムの薄層で塗布している。アルミニウムの塗布面は、真空工程により溶融したアルミニウムを織物の片面に蒸着して得られる。 （新 規） 検討された物品：“Verosol”
6102.30	1. 女子用の衣類（メリヤス編みのもの） （省 略） 通則 1（第 11 部注 14 及び第 61 類注 9）及び 6 を適用 （削 除）	6102.30	1. 女子用の衣類（メリヤス編みのもの） （同 左） 通則 1（第 11 部注 14 及び第 61 類注 9）及び 6 を適用 <u>6210.50/1 参照</u>
6211.33	1. ペイントボール用パンツ（ズボン） （省 略）	6211.33	1. ペイントボール用パンツ（ズボン） （同 左）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
6305. 39	通則 1 及び 6（第 62 類注 9 及び第 54 類注 1）を適用 1. 布団袋 本品は、正面が透明なポリエチレン（厚さ 0.10 ミリメートル）、その他の面が 56 類の人造繊維製の不織布（65 グラム／平方メートル）で、ファスナー、取手及び不織布の縁取り（75 グラム／平方メートル）を有する。本品は、販売用の布団を包装するように設計されている。 通則 1 及び 6 を適用 		通則 1 及び 6（第 62 類注 8 及び第 54 類注 1）を適用 （新 規）
	7010. 20 1. 耐熱ガラス製のふた 本品は、様々な素材から成る取手を有する耐熱ガラス製のふたである。本品には、蒸気穴及びステンレス製の縁を有するものがある。同一のふたを鍋、ソースパン等を使用することができ、食材をほこりや水分の過剰な蒸発から保護する。本品は、台所用調理器具とは別に提示される。 通則 1 及び 6 を適用		（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8443. 32	 1. デジタル式インクジェットプリンター （省 略） 通則 1（第 84 類注 6（B）、6（C）、6（D）（i）及び 6（E）） 及び 6 を適用 商品名：“IRIS 3047”	8443. 32	1. デジタル式インクジェットプリンター （同 左） 通則 1（84 類注 5（B）、5（C）、5（D）（i）及び 5（E）） を適用 商品名：“IRIS 3047”
	8471. 30 2. タブレットコンピューター （省 略） 通則 1（第 16 部注 3 及び第 84 類注 6（A））及び 6 を適用	8471. 30	2. タブレットコンピューター （同 左） 通則 1（第 16 部注 3 及び第 84 類注 5（A））及び 6 を適用
	8471. 30 3. タブレットコンピューター （省 略） 通則 1（第 16 部注 3 及び第 84 類注 6（A））及び 6 を適用	8471. 30	3. タブレットコンピューター （同 左） 通則 1（第 16 部注 3 及び第 84 類注 5（A））及び 6 を適用
	8471. 30 4. タブレットコンピューター （省 略） 通則 1（第 16 部注 3 及び第 84 類注 6（A））及び 6 を適用	8471. 30	4. タブレットコンピューター （同 左） 通則 1（第 16 部注 3 及び第 84 類注 5（A））及び 6 を適用

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8471. 60	1. 電子ホワイトボード (省 略) 通則 1 (第 84 類注 6 (C)) 及び 6 を適用	8471. 60	1. 電子ホワイトボード (同 左) 通則 1 (第 84 類注 5 (C)) 及び 6 を適用
8471. 60	2. デジタルスマートペン 本品は、ボールペンであると同時に、使用者の手書きをデジタルファイルに変換する機能を有するものでもある。本品には、取扱説明書、充電ケーブル、ミニテストパッド及び追加のボールペンカートリッジが附属する。 本品は、特殊な紙と組み合わせることで、使用者の文字又は絵画をデジタル化することができる。ペンの先端近くにあるカメラ並びに圧力及びイメージセンサーが、ペンによる軌跡及び画像をデジタルファイルに変換する。デジタルファイルは、ワイヤレスでデジタル機器に転送したり、本品の内蔵メモリーに保存して後から転送することができる。 通常の紙で使用する場合は、一般的なインクカートリッジのボールペンとして作動する。 通則 1 (第 84 類注 6 (C)) 及び 6 を適用		(新 規)
8471. 70	1. CD-ROM ドライブ (省 略) 通則 1 (第 84 類注 6 (B) 及び 6 (C)) 及び 6 を適用 商品名 : Sony CD-ROM ドライブ CDU77E	8471. 70	1. CD-ROM ドライブ (同 左) 84 類注 5 (B) 及び 5 (C) の適用による。 商品名 : Sony CD-ROM ドライブ CDU77E
8479. 89	12. 2 段階の速度の床磨き機 本品は、業務用に設計されており、標準的な 180RPM (回転毎分)		(新 規)

改正後	改正前
の床掃除機と 320RPM のバフingマシンの 2 つの回転式洗浄機の機能を有し、出力 1110 ワットの電動機を自蔵する。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>  8504. 40 <u>3. 電子速度制御装置</u> 本品は、非同期電動機用で、主として主電源整流器、直流（DC）リンク及び出力インバーターから成る。<u>主電源整流器は、交流（AC）電圧を DC 電圧に変換する。DC リンクは、リップル電圧の平滑化及び回路保護のために使用される。本品は主として電子筐体に組み入れられ様々な用途に適するように設計されている。本品は閉じられた筐体の形状で提示され、大きさは電力により異なる。本品は通常以下を有する。</u> ・ <u>ダイアログインターフェース</u> ・ <u>制御／コマンド端子台</u> ・ <u>電力用端子台</u> ・ <u>通信ポート</u> ・ <u>任意のメモリーカード用スロット</u> <u>パラメーター設定、診断及び運転最適化を可能とするため、本品は通信ポートを通じてコンピューターと接続できる。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>	（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8517. 62	1. コミュニケーションコントローラー又はルータ（「<u>LAN</u>ブリッジ」を含む。） （省 略） 通則 1（第 84 類注 6（D）（ii））及び 6 を適用	8517. 62	1. コミュニケーションコントローラー又はルータ（「<u>L A N</u>ブリッジ」を含む。） （同 左） 通則 1（84 類注 5（D）（ii））を適用
8517. 62	2. 同期ネットワークアーキテクチャ（<u>SNA</u>）クラスターコントローラー（遠隔制御装置を含む。） （省 略） 通則 1（第 84 類注 6（D）（ii））及び 6 を適用	8517. 62	2. 同期ネットワークアーキテクチャ（<u>S N A</u>）クラスターコントローラー（遠隔制御装置を含む。） （同 左） 通則 1（84 類注 5（D）（ii））を適用
8517. 62	3. マルチステーションアクセスユニット （省 略） 通則 1（第 84 類注 6（D）（ii））及び 6 を適用	8517. 62	3. マルチステーションアクセスユニット （同 左） 通則 1（84 類注 5（D）（ii））を適用
8517. 62	4. 光ファイバーコンバーター （省 略） 通則 1（第 84 類注 6（D）（ii））及び 6 を適用	8517. 62	4. 光ファイバーコンバーター （同 左） 通則 1（84 類注 5（D）（ii））を適用
8517. 62	5. イーサネットアダプター （省 略） 通則 1（第 84 類注 6（D）（ii））及び 6 を適用 商品名 “ENW-9500-F Fast Ethernet Adapter”	8517. 62	5. イーサネットアダプター （同 左） 通則 1（84 類注 5（D）（ii））を適用 商品名 “ENW-9500-F Fast Ethernet Adapter”

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8517.62	6. Multimode fibreoptic repeater （省 略） 通則 1（第 84 類注 <u>6</u>（D）（ii））及び 6 を適用	8517.62	6. Multimode fibreoptic repeater （同 左） 通則 1（第 84 類注 <u>5</u>（D）（ii））及び 6 を適用
8517.62	7. Single-mode fibreoptic repeater （省 略） 通則 1（第 84 類注 <u>6</u>（D）（ii））及び 6 を適用	8517.62	7. Single-mode fibreoptic repeater （同 左） 通則 1（第 84 類注 <u>5</u>（D）（ii））及び 6 を適用
8523.51	4. “Mini” SD (Secure Digital) card （省 略） 通則 1（第 85 類注 <u>6</u>（a））及び 6 を適用	8523.51	4. “Mini” SD (Secure Digital) card （同 左） 通則 1（第 85 類注 <u>5</u>（a））及び 6 を適用
8523.51	5. “Micro” SD (Secure Digital) card （省 略） <u>通則 1（第 85 類注 6（a））及び 6 を適用</u>	8523.51	5. “Micro” SD (Secure Digital) card （同 左） <u>通則 1（第 85 類注 5（a））及び 6 を適用</u>
8525.89	1. カメラ 本品は、小売容器に入ったデジタルカメラ、ゴム製のカメラスタンド、カメラと自動データ処理機械とを接続するためのケーブル、静止画及び動画を取り込むためのソフトウェアをインストールするためのディスクと並びにマニュアルから成る。カメラは、オートフォーカスレンズ、<u>CCD</u>を組み込んだ画像を捉える基板及び <u>VIDETM</u> (Video Digitally Enhanced Compression) データ圧縮基板を自蔵する。本品は、動画又は静止画を取り込むため	8525.89	1. カメラ 本品は、小売容器に入ったデジタルカメラ、ゴム製のカメラスタンド、カメラと自動データ処理機械とを接続するためのケーブル、静止画及び動画を取り込むためのソフトウェアをインストールするためのディスクと並びにマニュアルからなる。カメラは、オートフォーカスレンズ、<u>C C D</u>を組み込んだ画像を捉える基板及び <u>V I D E C T M</u> (Video Digitally Enhanced Compression) データ圧縮基板を自蔵する。本品は、動画又は静止

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8528. 62	に使用し、画像をデジタル信号に変換し、適当なソフトウェアによって録画、再生、編集等を行う自動データ処理機械に直接送信することに使われる。本品と適当なソフトウェアをインストールした自動データ処理機械により、動画及び静止画の作成、ビデオ会議の開催並びに画像入りの書類の作成を行うことができる。本品は、<u>第 84 類注 6（D）（iv）</u>の規定により、84. 71 項には分類されない。 インストール用のソフトウェアの記録されたディスクは、セットとしてカメラとともに <u>8525. 89 号</u>に分類される。 通則 1、3（b）及び 6 を適用 1. カラーデスクトップ <u>LCD</u>（液晶ディスプレイ）プロジェクター — （省 略） <u>通則 1（第 84 類注 6（D）（v））</u> 及び 6 を適用 検討された物品：“TelexP170”	8528. 62	画を取り込むために使用し、画像をデジタル信号に変換し、適当なソフトウェアによって録画、再生、編集等を行う自動データ処理機械に直接送信することに使われる。本品と適当なソフトウェアをインストールした自動データ処理機械により、動画及び静止画の作成、ビデオ会議の開催並びに画像入りの書類の作成を行うことができる。本品は、<u>84 類注 5（D）（iv）</u>の規定により、84. 71 項には分類されない。 インストール用のソフトウェアの記録されたディスクは、セットとしてカメラとともに <u>8525. 80 号</u>に分類される。 通則 1、3（b）及び 6 を適用 1. カラーデスクトップ <u>L C D</u>（液晶ディスプレイ）プロジェクター — （同 左） <u>84 類注 5（D）（v）</u> を適用 検討された物品：“TelexP170”
8528. 62	<u>2. プロジェクター</u> <u>本品は、講義室や大きな会議室で使用するよう</u>に設計されている。本品は、ADP（自動データ処理）機械とともに使用するよう<u>に設計されており、2つの HDMI（音声／画像入力）、1つの USB 制御端子、1つの VGA（映像入力）又は D-Sub 9ピンコネクターにより ADP 機械に接続することができる。光源はレーザー、投影方法は 1 DLP（デジタル・ライト・プロセッシング）である。本品は、LAN に対応しており、内蔵スピーカーを有するが、チャンネルセレクター又はテレビチューナーは含まない。</u> <u>詳細：</u> - 解像度：1280×800 - アスペクト比：16：10 - 輝度：5000 ルーメン		（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>通則 1 及び 6 を適用</u>  <u>①無線 LAN カバー</u>  <u>②USB コネクター</u> <u>③VGA コネクター</u> <u>④HDMI 入力端子</u> <u>⑤イーサネット／HDBaseT ポート</u> <u>⑥LAN ポート</u> <u>⑦音声入力端子</u> <u>⑧音声出力端子</u> <u>⑨D-Sub 9ピンコネクター</u>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8541. 29	1. Packaged insulated gate bipolar transistor (IGBT) device (省 略) 通則 1 (第 85 類注 12) 及び 6 を適用	8541. 29	1. Packaged insulated gate bipolar transistor (IGBT) device (同 左) 通則 1 (85 類注 9) 及び 6 を適用
8542. 39	1. 電力モジュール (省 略) 通則 1 (第 85 類注 12) 及び 6 を適用	8542. 39	1. 電力モジュール (同 左) 通則 1 (第 85 類注 9) 及び 6 を適用
8542. 39	2. 電力モジュール (省 略) 通則 1 (第 85 類注 12) 及び 6 を適用	8542. 39	2. 電力モジュール (同 左) 通則 1 (第 85 類注 9) 及び 6 を適用
8542. 39	3. 電力モジュール (省 略) 通則 1 (第 85 類注 12) 及び 6 を適用	8542. 39	3. 電力モジュール (同 左) 通則 1 (第 85 類注 9) 及び 6 を適用
8542. 39	4. 電力モジュール (省 略) 通則 1 (第 85 類注 12) 及び 6 を適用	8542. 39	4. 電力モジュール (同 左) 通則 1 (第 85 類注 9) 及び 6 を適用
8543. 70	4. 放送用デジタルビデオ映像を記録し、特殊効果を加え又は編集することにより番組として完成させるために設計された機	8543. 70	4. 放送用デジタルビデオ映像を記録し、特殊効果を加え又は編集することにより番組として完成させるために設計された機

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	器の組合せから成るシステム （省 略） <u>通則 1（第 16 部注 4 及び第 84 類注 6（E））及び 6 を適用</u> 登録商標：Media Composer 1000		器の組合せから成るシステム （同 左） <u>第 16 部注 4 及び 84 類注 5（E）を適用</u> 登録商標：Media Composer 1000
8703.22	1. マイルドハイブリッドと呼ばれる車両 <u>本品は、135 キロワット及びトルク 280 ニュートンメートルを生み出す 1.5 リットルの過給機付き 4 気筒火花点火内燃機関を有する。本品は、内燃機関の出力を 10 キロワット及びトルク 160 ニュートンメートル分強化するスターター／発電機を備えている。このスターター／発電機により、エンジンの円滑な始動停止動作及び惰性走行中のエネルギー回生が可能となる。本品は、電気のみによる走行モードを有しない。本品は、外部電源に接続することにより充電することはできない。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		（新 規）
8704.31	3. Multipurpose four-wheeled utility motor vehicle （省 略） <u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>8704.60／1 参照</u>	8704.31	3. Multipurpose four-wheeled utility motor vehicle （同 左） <u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>8704.90／1 参照</u>
9027.30	2. 原子吸光分析計 （省 略） <u>通則 1（第 16 部注 1（m）及び第 84 類注 6（E））及び 6 を適用</u> <u>9027.30／1 参照</u>	9027.30	2. 原子吸光分析計 （同 左） <u>第 16 部注 1（m）及び 84 類注 5（E）を適用</u> <u>9027.30／1 参照</u>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
<u>9405.42</u>	検討された物品：“Varian Spectr AA Series “50／55” ” <u>2. 透写用のライトボックス</u> <u>本品は、ハウジングがプラスチックから成る電池式の LED ライトボックスである。本品は、紙とその下に置いた画像を半透明のカバーを通して LED ライトで照らすことにより、使用者が紙に画像の輪郭をより正確に写し取れるようにするものである。本品の上面には罫線やプロットを有しない。描画や下書きを補助するための附属品はない。本品は、描画、透写、スクラップブックや、カリグラフィー、セリグラフィー、刺繍、クイリングといった創作活動、スライドやネガの閲覧に使用できる。本品の寸法は、250 ミリメートル×340 ミリメートル×25 ミリメートルである。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		検討された物品：“Varian Spectr AA Series “50／55” ” （新 規）